

改正国籍法が悪用された場合の懸念

- ・ 社会保障費の激増により、医療や子育て支援を含む適切な社会保障が受けられなくなる懸念
- ・ 認知ビジネスの横行（偽装認知を用いた日本国籍の売買は、闇ルートで二百万円と言われる）
- ・ 子供であると偽り、小児性愛者が他国の子供を性的玩具にする懸念
- ・ 国籍偽装詐欺の発生 ・ 新日本人の「集団投票」により他国を利する目的の立法の懸念
- ・ 言葉の通じない外国人スラム街が多数発生し治安が悪化する懸念

重国籍推進の動き

重国籍とは、他国籍のまま日本国籍も重ねて使用できることです。重国籍が認められるとノーベル賞の受賞者がアメリカ国籍も有した日本人として受賞できるようになります。このメリットばかりが強調されていますが、国籍法推進派の私案によると、他国籍のまま地方の議員・首長、公務員（外交官除く）警察官、自衛隊（士官除く）にもなれ、他国が日本に不当な影響を及ぼす可能性があります。重国籍の検討は、国籍法の付帯決議案に盛り込まれており、今後、国会で検討されていきます。罰則強化や審査の強化には否定的ですが、重国籍にはものすごく前向きな姿勢です。いま国民として意見を発信せねば、私案に沿った法律を可決する可能性が高いのです。

国籍法改正案 審議課程の異常性

法案の審議は「法務委員会」→「本会議」という流れを衆議院・参議院で行います。まとめ URL にアクセスして頂くのが一番ですが、過去に前例がないほどのスピードで異常な審議が行われました。

衆議院審議過程

11月13日に、法務委員会にて初めて審議されました。18日の採決の前に、この法律の異常性に気づいた32人もの国会議員が衆議院法務委員長らに「慎重な審議を」とお願いに行っています。これは衆議院議員の10%弱にあたります。しかし二度目の法務委員会は、たったの三時間の審議を経て、法務委員会を通過。午後には本会議にて緊急上程（通常の手段ではありません）その日のうちに衆議院可決。衆議院本会議では国会のルール（採決手法）、「全会一致」が採用されたため、「反対」という意見を言う手段はなく、出席しているだけで「賛成」になる採決でした。党からの処分も覚悟して、国会より退席する議員さんもいました。このような採決手法では、退席しか意思を表示する手段がなかったからです。

参議院審議過程

良識の府と言われる参議院の審議課程も異常でした。法務委員会の審議時間は僅か2分。反対署名、連日に及び多数の慎重審議要請のFAXがあったにも関わらず、です。TVでおなじみの丸山弁護士（参議院議員・法務委員）が反対の意見を言おうとしましたがこれは千葉景子議員（民主党・法務委員会理事）に遮られ、袖を掴まれ着席させられました。採決前の「討論」の時間であり、しかも、委員長が「どうぞ」と言うてからの発言。暴力で発言を封じるのは国会法・議院運営規則違反です。異常な事態であると感じます。

同時に、正式な会議にも関わらず、速記（記述）が停止され音声がかットされました。そして「意見もございませんようですので」と繰り返され、僅か2分で法務委員会を通過。PCよりURLにアクセスすると映像が確認できます。参議院では国民新党・新党日本が反対しましたが、12月5日、参議院にて可決しました。

もっと詳しく知りたい



国籍法まとめ wiki
<http://www14.atwiki.jp/shinkokuseki/>

ここで、もっとうまく活用できないか？
諸願の協力をお願いします。

請 願 項 目

- ① 不正取得の実効性ある防止策として DNA 鑑定と扶養事実の確認を求めます。国籍法の悪用・偽装による国籍取得で、子供の人権が侵害されることを懸念します。DNA 鑑定は、欧州各国が既に実施している実態、ユネスコの国際宣言にて明記されている趣旨からも、国籍取得を目的とした父子鑑定に限定して利用される限り、決して「差別的な取扱」には当たらないと考えます。
- ② 国籍法を悪用した場合の罰則の強化を求めます。現在の、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金（併合罪で百二十万円）では有効な防止策とは思えません。
- ③ 国民生活に直結する重要職（警官・消防・自衛官・教職など）に他国籍の人間が就けるようになっては不安なため、重国籍の議論に関して、慎重な審議を求めます。同時に、審議過程の完全なる情報開示・広報によるさらなる周知徹底を求めます。
- ④ 帰化することで日本国籍を取得できる道がすでにあるため、他国籍のまま選挙権を与える外国人参政権の付与に関して反対します。
- ⑤ 既存法（簡易帰化）で対応できたにも関わらず、最高裁にて違憲判決を下すのは、司法から立法への越権行為とも言え、三権分立に反していると考えます。衆院可決前後に退官した最高裁判事の証人喚問を求めます。同様に、裁判官訴追委員会の審議に入ることを求めます。
- ⑥ 法務委員会において、国民の代弁者である議員の意見が封殺されました。今後の正当な議事運営を図る目的で、衆参両院の法務委員会の徹底した説明を求めます。また責任者に対しては、役職を降りることではなく、議員辞職の形での処分を求めます。
- ⑦ 本会議採決において、議員個人個人の意見がつぶされてしまったように感じました。民意をより反映するため、衆・参両院において「全会一致」という採決手法の乱用防止及び「党議拘束」の乱用防止を求めます。

(年 月 日)

氏名	住所	印

※ 請願書は大事な個人情報です。集めた方・団体は、責任をもって各議員（議員事務所）に提出してください。また署名簿は目的以外に使用できません。

集めた人・団体名（個人可・ゴム印可）

署名簿は自筆・ボールペンで記入してください。
未成年・外国籍の方も請願可能です。
できるだけ多くの方、団体のご協力をお願いします。